

興部町森林整備計画

計画期間 (自 令和 6年 4月 1日)
(至 令和16年 3月31日)
(令和 7年 4月 1日変更)

北 海 道
興 部 町

○興部町森林整備計画の変更理由等について

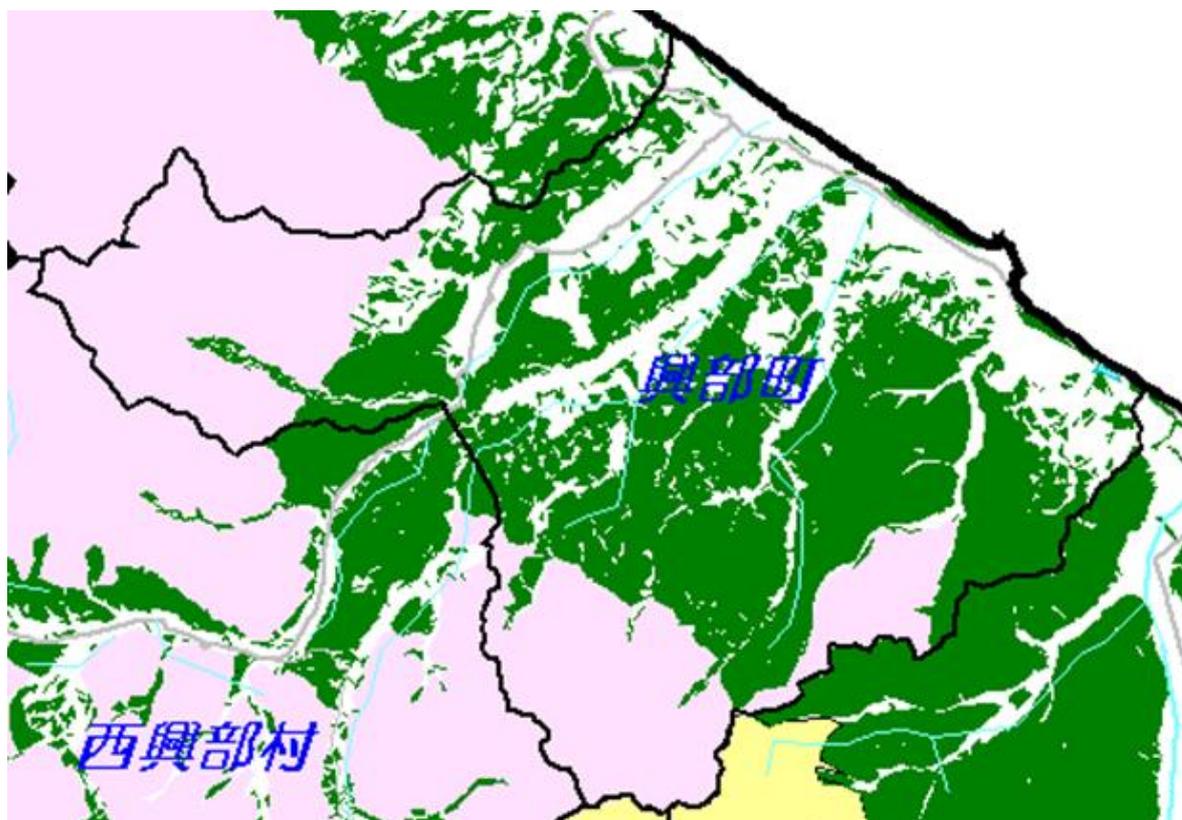
変 更 理 由	地域森林計画の変更に伴う内容の見直し
変 更 内 容	特に効率的な施業が可能な森林の区域の追加、森林の現況にあわせた森林面積の変更及び森林の保護に関する事項の文言の修正。
変更計画が有効となる年月日	令和7年4月1日から適用

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他間伐及び保育の基準	11
4	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能 又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における施業の方法	13
	(1) 区域の設定	
	(2) 施業の方法	
3	その他必要な事項	14
	(1) 水資源保全ゾーン	
	(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
	(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
	(4) その他	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	22
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	森林法施行規則第33条第1号のロの設定に基づく区域	23
3	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	その他必要な事項	23
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	26
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	33
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	35
別表4	鳥獣害防止森林区域	36

興部町位置図



凡	例
	道有林
	一般民有林
	河川
	主要道路
	市町村区域

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、オホーツク総合振興局内の北西部に位置し、東は紋別市、西は西興部村及び滝上町、西北は雄武町に隣接し北部一帯はオホーツク海に面しています。

町の地形は北見山脈を源としてオホーツク海に注ぐ5つの河川とその支流の流域に農用地が広がり海岸線に近づくにしたがってなだらかに起伏する段丘地となっております。

森林の有する多目的機能に対する社会的要請と期待が益々高まる中で、地域住民の幅広いニーズに応えながら、林産物の提供のみならず、森林とのふれあいや生物の保全など良好な環境の提供や山地災害の防止、水資源の涵養等の諸機能を総合且つ高度に発揮させるために、的確な森林資源の整備を積極的に推進する必要があります。

本町の総面積は36,254haで、森林面積が25,606haと総面積の71%を占める森林に恵まれた地域です。民有林面積は、25,606haで、その内訳は一般民有林で15,328ha、道有林10,278haとなっております。

一般民有林のカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、7,742haであり、人工林率50%と全道平均より高く、年齢構成では、Ⅶ～Ⅸ年齢級の林分が特に多く、資源の保続の観点から計画的に更新され資源の平準化を図る必要があります。

森林は国土の保全、水資源の涵養及び快適な生活環境の保全等に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、こうした多面的な機能の発揮を通じて社会に寄与しています。

戦後カラマツを中心とした造林が盛んに行われており、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。

森林に対する期待がますます多様化・高度化している現状において、生活環境の保全や保健文化、都市景観の形成、水源涵養など森林の有する多面的機能、特に公益的機能を維持・増進するよう森林の整備が求められています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適切に把握するための森林資源モニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、

多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

これらの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針			
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。			
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。			
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。			
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。			
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。			
文化機能			生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
生物多様性保全機能			保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。	

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかである等の自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需給に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する

- ① 保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。
また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次表の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区分	施業方法	対象とする森林
育成単層林施業	・森林を構成する林木を皆伐に、より伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業。	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	・森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	・主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

(3) その他必要な事項

森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。
- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止に配慮すべき箇所においては1箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹帯を残すように努めるものとする。
- (2) 伐採作業等に伴う立木の損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生に繋がるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内装工の範囲を作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあることから、伐採を控えるよう努めるものとする。
 - a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢治い等
 - c 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等
- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生活環境の保全に配慮するものとする。
- (6) 河川の生態系の維持及び降雨等により流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残地するよう努めるものとする。
- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものと

します。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラムツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、ハリギリ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ類、ミズナラなど、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回廊など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に水源涵養林、山地災害防止林^{かん}にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理的に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても務めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも次表の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあつては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

区 分		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植栽期間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月中旬～ 6月上旬
	カラマツ、その他	4月中旬～ 5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月中旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月中旬～11月下旬

② 育成複層林を導入又は維持する森林

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

興部町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

興部町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本とすると $2,000 \times 30\% = 600$ となり、カラマツはおおむね600本以上を植栽することになります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適格な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなどの高木性でぼう芽性の高い樹種とし、天然下種更新ではトドマツ等の道産針葉樹のほかカンバ類やドロノキ、ハンノキなどとし、

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、トドマツ エゾマツ、その他郷土樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の完了の判断基準

天然更新をすべき期間内に天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齢林（注3）では成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切り株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼林齢では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了の判断基準について」（平成24年5月15日付森林第111号、森林計画課長通知）によるものとします。

（注1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林の林齢に相当する期待成立本数（注6）} \times 100$$

（注5）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注6）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特定上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積が小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採地における林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合には、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含

む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽による更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに興部町では持続的な森林経営するため森林認証を受けている森林があることから、一体の区域として指定します。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

別表3のとおり定めます。

(注) 主伐を行う場合は、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

(注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

(3) その他必要な事項

伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

① 人工造林の場合

1の(1)による

② 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

2の(2)①において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

(2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が進められるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとするものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	19	26	34	42	—	選木方法 ：定性及び列状 間伐率(材積率) ：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：9年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	27	35	45	—	選木方法 ：定性及び列状 間伐率(材積率) ：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	23	29	37	47	60	選木方法 ：定性及び列状 間伐率(材積率) ：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：9年

注1)「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

注3) 気象災害や病中獣害により被害を受けた森林の間伐において、上記の間伐率に依らないこと場合は、林業普及指導員等と相談の上適切に実施することとします。

注4) トドマツについては、興部町の地位4に応じて値を設定した。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

① 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局部的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

② 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

③ つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈】

樹種	植栽年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

【除伐】

樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切な保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、(1) 育成単層林施業に準ずるものとします。

3 その他間伐及び保育の基準

特になし

4 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

(2) カラマツ人工林資源の平準化を図るため、高齢級間伐等を取り入れた長伐期施業に取り組むものとします。

なお、実施に当たっては、林業事業者等による提案型集約化施業などの取組により、施業の効率化及び低コストに配慮しながら進めます。

(3) 保育作業等に伴う残存木への損傷は、将来的に腐朽菌の発生につながるおそれが高いことから、作業にあたっては、残存する立木への損傷をできる限り減らす方策をとることとします。

なお、間伐作業における留意事項については、第1-3-(2)-②と同様とします。

(4) 特に、トドマツについては、間伐作業等外的要因により損傷を受けやすく、満腐病等に冒される等のおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林と位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

共通ゾーニングの区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源涵養林

① 区域の設定

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について修水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

下層植栽や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を図る森林を別表2のとおり定めます。

(2) 山地災害防止林

① 区域の設定

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土地崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とし、当該森林施業を図る森林を別表2のとおり定めます。

(3) 生活環境保全林

① 区域の設定

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防分林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とし、当該森林施業を図る森林を別表2のとおり定めます。

(4) 保健・文化機能等維持林

① 区域の設定

保健・レクリエーション機能、文化機能及び世物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保険・教育的利用に適した森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ林小班単位で定める森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められている森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、地域独自の景観等が求められている森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとし、当該森林施業を図る森林を別表2のとおり定めます。

上乘せゾーニングの区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水資源保全ゾーン【設定なし】

① 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林については林小班単位で定めます。

② 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造林及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等への水切りを設置するなど降雨時により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）【設定なし】

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周辺からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

② 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採方法及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）【設定なし】

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとし、当該森林施業を図る森林を別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を

認めるものとし森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとし、木材の生産機能の維持増進を図る森林は別表1のとおり定めます。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めるものとしします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配を含む)	一般材生産・ 34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・ 27cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・ 30cm	中庸仕立て	75年

注1) トドマツについては興部町の地位4に応じて値を設定した。

区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

① 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとしします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとしします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流失等を最小限に抑えるようきめ細やかな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林については別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) その他

樹種の特長や立地条件等の諸因子によっては高齢級化へ転換されない森林もあることから、当該林木の生育状況や近隣の森林状況、また、地域の高齢級の森林から伐採された材の状況などの情報を参考に、長伐期等の施業の導入について検討することとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、所有面積が5ha以下の小規模森林所有者が全体の40%と全体の半数近くを占めています。また一般民有林の50%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要となる森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。

あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

当町の森林所有者は小規模所有であり、不在所有者の所有面積も全体の68%を占めていることから、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林所有者等地域ぐるみで推進体制の整備に努めることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。森林所有者等への情報提供により施業の共同化の対象地、種類、実施方法、時期、費用等を明らかにして共同で施業を行うことに努め、森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にします。
- 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にします。
- 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

① 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20〈15〉以上	20〈15〉以上

- 注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。
 2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。
 3「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 作業システムに関する基本的な事項

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、また工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、フォワーダ等を活用した車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻き立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
		スキッド【全木集材】		グラップルローダ (ハーベスタ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	(フォワーダ) グラップルローダ
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°)	チェーンソー	スイングヤード【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

- ※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。
 ※ 【 】 は、集材方法
 ※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹集材)を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、森林整備計画において路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対函番号	備考

3 作業路網の整備に関する事項

① 基幹路網に関する事項

a 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

b 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

(1) 一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		興部町	パンケ		1				
//	//		//	豊畑		1				
//	//		//	富丘		1				
//	//		//	豊畑	1.1	1		○		起点：字豊畑 終点：字豊畑
	合計				1.1	4				
拡張	自動車道 (改良)		興部町	宇津パンケ		1				局部改良
	合計					1				

(2) 道有林

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
	合計									

② 細部路網の整備に関する事項

a 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

b 細部路網の整備計画

森林作業道を含む細部路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	森林作業道	林業専用道（規格相当）	興部町	朝日2号	1.0	1				
	合計				1.0	1				

(4) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

4 その他必要な事項

- ① 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- ② 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。
- ③ 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレータや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

(3) 林業事業体登録制度の活用

国の、「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッパ等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状（参考）	将 来
伐 採 造 林 集 材	伐倒	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ フェラーバンチャー プロセッサ
	造材	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ
	集材	林内作業車 小型集材車	小型作業車 小型集材機 グラップルローダ スキッド フォワード スイングヤード タワーヤード
造林 保育 等	地拵、下刈り	チェーンソー 刈払機	
	枝 打	人 力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき本町が策定した「興部町地域材利用推進方針」（平成24年3月策定、令和4年1月改正）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類の	現 状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対 函 番 号	位 置	規 模	対 函 番 号	

4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めず。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第18

0号林野庁長官通知)に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又は、それら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適格な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次の①又は②に掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、①に掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては巡回等により被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又は被害が生じる恐れのある森林については、森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

① 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

② 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行うことなどにより確認することとします。

食害の生じるおそれがある地域においては、造林林種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の予防及び駆除については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤散布、被害木の処理など適切な方法により防除を行うものとします。

特にカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害について今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、日常の業務の中で関係機関が連携して情報収集を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

- (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。
- (3) 森林の保護にあたっては、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合には、森林法第21条（昭和26年法律第249号）、興部町火入れに関する条例（昭和60年3月23日興部条例第9号）に基づき実施するものとします。

- ① 火入れをする場合は、事前に火入れ許可手続きをするとともに、許可状件を遵守させること。
- ② 警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れは、中止させる。
- ③ 火入れ方法の現地指導を行う。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合は、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

- (2) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。
- ② 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、興部町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ① IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」における主伐後の植栽
- ② IIの第4の「公益的機能別施業森林の施業方法」
- ③ IIの第6の3の「森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第7の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- ④ IIIの「森林の保護に関する事項」

2 森林法施行規則第33条第1号の口の設定に基づく区域

設定なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

現在、SGEC森林認証を取得した森林が全体の80%を占め、施業の集約化等により除間伐等の計画的実施を進め、森林の適切な管理と、緑の循環を基本とした森林管理体制の構築に努めます。また、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取組を推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、適切な森林整備に取組みます。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

興部川の源流地区を含む宇津地区は、水源として重要な役割を果たしています。

このようなことから、住民団体等へ植樹祭等を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働き掛けることとします。

(3) その他

小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる場所の整備、提供を行う。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

- b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
- (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタールを超えないものとします。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ヘクタールを超えないものとします。
 - c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
 - d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
 - e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当っては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ha未満となるように留意するものとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりとします。

- (ア) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。
- (イ) その他の森林にあっては伐採種を定めないものとします。
- (ウ) 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。
- (オ) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林
その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等制限の範囲内で行うものとします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

特になし

(5) 森林施業共同化重点実施区域

「森林施業共同化重点実施区域」は、森林施業共同化を組織的、効率的に行うことを旨とする区域であり、当該区域において基幹路網の継続的な開設を行う路線及び区域は次のとおりです。

森林施業共同化重点実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	対函番号
計			